

平成28年5月23日

第三セクターに関する指針の一部改正

5 公的支援の考え方（1）ウ中「最長2年」を「最長5年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この改正指針は、平成28年5月〇〇日から施行する。

（経過措置）

2 この改正指針による改正後の第三セクターに関する指針の規定は、平成28年4月1日以後に常勤の役員に就任した者から適用する。